

不祥事根絶に向けた教育委員会のメッセージ

～わいせつ・セクハラ事故を防ぐために～

『被害者たちの視点から』

新しい年となり、学年末に向け、ご多忙なものと存じます。

千葉県の99%以上の教職員は、不祥事と無関係です。わいせつで平成28年度に懲戒処分を受けたのは千葉県（千葉市を含む）で6人、全教職員の0.01%でした。しかし言うまでもなく、それぞれの処分には、加害者と被害者がいます。

わいせつ事件があると、思い浮かぶのは、3人の未成年者（以下、「Aさん・Bさん・Cさん」と記載する。）です。（加害者は、教職員ではありません。）

Aさんは、誘いを受け、デートのつもりで外出、「将来、結婚しよう」と言われて、わいせつな行為をされましたが、そのあと突然「結婚できない」と言い渡され、錯乱状態になりました。Bさんは、体調が悪く、休んでいたところ別室に連れていかれ、突然わいせつな行為をされました。Cさんは、職場で指導してくれた人が、何回か別室に連れていき、わいせつな行為を強制していました。被害者3人とも、保護者が比較的早期に子どもたちの異変に気付き、子どもたちは被害の内容を打ち明けることが出来ました。また、加害者たちの職場の上司たちもその被害の内容を受け止め、加害者への処罰と、その後の対応策を示し実行しました。また、被害者と保護者に対し謝罪しました。加害者たちはいずれも、普段明るく振舞い、子どもたちからも好かれていたそうです。

被害にあった子どもたちの、茫然とした表情や、情緒不安定さは、数か月で落ち着いたように見えますが、大人への不信感や傷つけられた自尊感情などは、心の奥深くに長く続くと考えたほうがよいでしょう。

被害をどう防ぐことができるのか、できたのかを、まとめることはなかなか難しいのです。

例えば、子どもたちとの一対一の指導は避け、必要な場合は、必ず内容を他の教職員に伝えておく慣習を作るのも一つでしょう。

普段から子どもたちとよく接し、子どもたちの伝える言葉や行動に注目し、例え半信半疑に思える内容でも、よく聞き、気に留めることが必要です。また校内の性被害など子どもたちの危機に対応する教職員にはすぐに相談し、情報を共有し集約することも大切です。

『セクハラ（事故）を防ぐためには』

セクハラは告発が増え、どのように解決していくかは、これからも私たちみんなの課題として考えていくべきことです。

現在、米国や英国などで、何十年前のことを含み、80歳代の各界の大御所たちまでも、#Me Tooなどで告発されています。真偽は不明なケースもあるようですが、女性たちからの声が大きくなっています。

解決への道として、男性、女性とも互いを尊重し、違いを認め合うという基本的なことを実践していくことが大切です。

男性に多い、思い込み（“勘違い”）と、女性に多い外聞の気にしすぎ（“遠慮”）を、自覚し変えていくことも、必要でしょう。

セクハラを減らし、より良い職場環境にすることが出来れば、子どもたちにも良いお手本となるでしょう。



佐藤 真理
千葉県教育委員会委員
前千葉県こども病院
医療局精神科部長

「ハラスメントの防止及び校内の教育相談体制の充実について」

教職員から児童生徒に対してのハラスメントは、「指導する側と指導される側」の関係の、避けられない状況下で生じます。被害のあった児童生徒は、ハラスメントを指導の一つとして思い込もうとしたり、「おかしい」と思いつつも声を上げられないのです。ところが加害側は、児童生徒からの訴えがないのをいいことに、ハラスメントを続けています。「そんなつもりはなかった」「軽い気持ちだった」「子どものためと思ってやった」ことは、

- ① 被害の児童生徒の心身に、重篤な影響を及ぼす
- ② 自分が関わっている児童生徒、教職員、保護者の信頼を失う
- ③ 学校全体が社会的信用を失う
- ④ 自身の家庭が、さまざまな社会的制裁をうける

という結果を招きますが、そこまで気づいていただいでしょうか。

先生方お一人おひとりがハラスメントに対しての危機意識を持つことが大事です。

しかし、自分の感情をどうしてもコントロールできないなど、気になることがあれば、直ちに信頼できる人や専門機関に相談されるとよいでしょう。



ハラスメントを予防するために、普段から教育相談体制を充実させておくことは言うまでもありません。しかし、実は先生方の毎日の気づきや関わりがとても大事になります。

- ① 児童生徒の様子に、「あれっ？普段と違うのでは」と感じる
- ② 児童生徒の行動や言動から「それってハラスメントされている？」と思う
- ③ 児童生徒の話をも本人の立場になって受容的に聴く
- ④ 児童生徒のために、他の教職員とともに迅速に動く



教育相談の中には、「先生に話を聞いてもらってすっきりした」など、話す、聴いてもらうだけで落ち着くことがあります。

しかし、ハラスメントの相談は、相談した児童生徒が明日から安心して学校に通学できるようにするために、解決に向けて動かなければいけません。

「被害を受けた児童生徒を守る」という強い意志を忘れてないでいただければと思います。

高井 千鶴
（教育振興部附指導課スクールカウンセラースーパーバイザー）